北海道教育委員会令和元年(2019年)12月4日付担当総務政策局総務課人事グループ内線35-103

番号	被処分者	処分内容	事	案	Ø	概	要
1	本庁 専門主任 男性 (42歳)	減 給 2か月 (給料の 10分の1)	町村から受理し 認申請書等につすべきところ、	ついて、書類の 事務処理を怠 8年度(2016年 stに係る物品 まった上、業者	を設整備費者の内容を表示した。 度)の人の公立で 度)ののの契に対 大きない。 大きないである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	補助金等の見 をし文部科学 文教施設整が 対について、 対して定め	対産処分承 学省に提出 帯等都道府 契約関係 うれた支払
2	道北地方教育局 係長 男性(44歳)	減 給 1か月 (給料の 10分の1)	平成30年(20間、教育局の当費に係る支出の 払いの事実を隠	事務処理を行	回)に関し、 テわず支払い 為の回答をし	講師への調	射金及び旅ともに、未